

入札に関する心得

この心得は、宇和島市の入札に参加する者が守らなければならない事項を宇和島市契約規則（以下「契約規則」という。）に基づいて抜粋したもので、入札者は契約事項、関係書類、現地などを熟知すると共に、次の条項をよく読んで入札を行うこと。

記

1. 入札時間は厳守すること、入札中は、入札会場の出入りを禁止する。
2. 入札会場へ入室できる者は次のとおりとする。
 - (1) 入札者本人
 - (2) 委任代理人
 - (3) 事前に許可を受けた(1)及び(2)の随行者1名
ただし、上記の者でも酒気帯び者の入室は認めない。
3. 入札会場での私語、入札執行者に許可なく勝手な行動は禁止する。
4. 入札執行を故意に妨害したり、入札会場の秩序を著しく乱す者は、退場を命ずるものとする。
5. 委任代理人は、入札開始前にその代理権限を証する書面（入札者本人の登録印を押しただ委任状）を提出し入札執行者の確認を受けるものとする。
6. 入札書は、所定の様式のものを使用するものとする。
7. 入札書は、1件ごとに1通を作成し封筒に入れて、入札箱に投入すること。
8. 入札書の文字及び印影は、明瞭であってかつ消滅しないもので記載すること、鉛筆は認めない。入札金額はアラビア数字を用い、金額の頭書に「¥」の文字を記入すること。
9. 入札書について記載事項の訂正及び挿入したいときは、その箇所に押印しなければならない。ただし、金額についてはいかなる訂正も認めない。
10. 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 契約規則または、入札に関する条件に違反した入札
 - (2) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (3) 代理権限のない者のした入札
 - (4) 1回の入札に2以上の入札をしたとき
 - (5) 入札記載の金額、氏名又は印形が確認し難い入札
 - (6) 誤字、脱字などにより意思表示が不明瞭である入札
 - (7) 金額を訂正した入札
 - (8) 明らかに連合であると認められる入札
 - (9) 入札に関し不正の行為があった入札
 - (10) その他特に入札に際し、指定した事項に違反したとき
11. 前項の認定は、入札執行者が行うものとし、異議の申し立てはできないものとする。

- 1 2. いったん提出した入札書の返還、引き換え、変更または取り消しはできないものとする。
- 1 3. 開札の結果、落札者がいないときは、入札を終了する。
- 1 4. 入札執行者は、必要と認めるときは入札の執行を中止し、若しくは取り消し、または入札日時を延期することができる。この場合生じた損害について入札執行者は、その責を負わないものとする。
- 1 5. 落札は、予定価格以上の最高のものをもって落札者とする。ただし落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとする。
- 1 6. 入札後、契約規則、契約条項、関係書類、現地等について不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
- 1 7. 入札に参加できない者は、次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める者
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
 - (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連営業その他これに類する業に供しようとする者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
 - (5) 市税等を滞納している者
 - (6) 施設の管理を行う資産その他経営の規模及びその能力を有していない者
- 1 8. 入札執行の日時及び入札会場
 - (1) 日 時 令和6年5月9日（木）午前10時00分～
 - (2) 入札会場 宇和島市役所 7階 701会議室
- 1 9. 入札保証金
 - (1) 入札金額の100分の5以上の現金もしくは小切手（ただし、市長が確実と認める金融機関が自己を支払人として振り出した小切手に限る）をもって入札開始前に市へ預託すること。
 - (2) 落札者に対しては契約締結の際の契約保証金の一部に充当し、その他にあつては開札終了後これを還付する。ただし、次の各号の一に該当する場合には、その者に係る入札保証金及び契約保証金は市に帰属する。
 - ア 入札者が入札について不正があつたとき
 - イ 入札者が入札を取り消したとき
 - ウ 落札者が指定期間内に契約を締結しないとき
 - エ 契約締結者が指定期間内に売買代金（残金）を納付しないとき

20. 契約条項

- (1) 落札者は、落札が決定した日から起算して7日以内に仮契約を締結しなければならない。
- (2) 仮契約は、売却について宇和島市議会の承認を得られた日に本契約とする。
- (3) 売買代金の納入方法は、次に掲げるいずれかの方法で行うものとする。
 - ①本契約後7日以内に売買代金全額を納付する方法
 - ②本契約後10日以内に契約保証金（売買代金の100分の10以上に相当する額）を納付し、指定期日まで（本契約日より30日以内）に残金を納付する方法
- (4) 期日までに契約をしない者の落札はその効力を失うものとする。
- (5) 代金完納後、速やかに所有権の移転登記を行う。これに要する費用は落札者の負担とする。

21. 持参するもの

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書（申込受付後交付）
- (2) 入札保証金
- (3) 委任状（代理の方が参加される場合のみ）
- (4) 印鑑
 - ア. 個人の場合は、実印を持参してください。
 - イ. 法人の場合は、法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印する必要がありますので、それらを持参してください。

(注) 代理人の方が入札される場合は、委任状に押印した代理人使用印と同じものをお持ちください。（個人・法人とも）
- (5) 本人であることを証するもの（免許証等）
- (6) 筆記用具（黒の万年筆又はボールペン）
- (7) 大浦地区産業用地一般競争入札売払案内書

22. その他

この入札に参加する場合に守らなければならない事項は契約規則に基づくものとする。